

「諮問第 19 号の答申 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」  
(平成 21 年 8 月 24 日付け府統委第 64 号) における今後の課題

2 港湾調査の内容の変更

(3) 今後の課題

ア 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切にとらえる観点から、今後、5 年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある。

イ 港湾調査の実施に当たっては、上記(2)オ(イ)のとおり、既に入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用に取り組んでおり、高く評価できるところであるが、主要港湾に留まっていること等から、港湾関連手続きの電子化の更なる進展状況等を踏まえ、報告義務者の負担軽減等の観点から、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要がある。

(注)「(2)オ(イ)」の記載内容は、以下のとおり。

オ その他

(イ) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、港湾調査についての直接的な指摘はないものの、各調査に共通する事項である行政記録情報等の活用については、既に、主要港湾について港湾法に基づく入出港届及び関税法(昭和 29 年法律第 61 号)に基づく輸出入申告に係る情報(いずれも電磁的記録化されたもの)を活用して報告義務者の負担軽減等に取り組んでおり、現時点で特段の問題は認められない。